

(賃貸借物件)

第1条 賃貸人は、別添の仕様書に基づき、訓練塔（以下「物件」という。）を賃借人に賃貸し賃借人はこれを賃借するものとする。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、賃借人、賃貸人協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、賃借人の指示に従うものとする。

(個人情報保護)

第2条 賃貸人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

2 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。契約完了後又は契約解除後も同様とする。

3 個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 賃貸人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により賃借人の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 賃貸人は、業務の全部を一括して、又は賃借人が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 賃貸人は、前項の主たる部分のほか、賃借人が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 賃貸人は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、賃借人の承諾を得なければならない。ただし、賃借人が設計図書においてしていた軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 賃借人は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を記載した書面の提出を請求することができる。

(業務内容の変更等)

第5条 賃借人は、必要がある場合には、賃貸借業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、賃借人、賃貸人協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、賃貸人が損害を受けたときは、賃借人はその損害を賠償するものとし、その賠償額については、賃借人、賃貸人協議してこれを定める。

(物件の引渡し)

第6条 賃貸人は、物件を賃貸借期間の開始する日までに、賃借人の立会いのうえ、賃借人の指定す

る場所に納入し、賃借人の検査を受けるものとする。

- 2 物件を賃借人の指定する場所に納入するまでの費用（設置に要する経費を含む。）は、賃貸人の負担とする。

（管理責任）

第7条 賃借人は、善良な管理者の注意を持って物件を管理するものとする。

- 2 賃借人の故意又は重大な過失によって物件が損害を受け、又はこれに欠損があった場合は、賃貸人はその賠償を賃借人に請求できるものとし、その額は賃借人、賃貸人協議して定める。

（かし担保）

第8条 賃貸人は、物件の引渡し検査以降、物件のかしが発見された場合、賃借人の要請に応じて、速やかに当該物件の取替え又は補修を賃貸人の負担において行うものとする。

（賃貸借料の支払）

第9条 賃貸人は、賃貸借料を所定の手続きに従って請求するものとする。

- 2 賃借人は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第10条 賃貸借業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、賃貸人が負担するものとする。ただし、その損害が賃借人の責に帰する場合は、その損害のために生じた経費は、賃借人が負担するものとし、その額は賃借人、賃貸人協議して定める。

（秘密の保持）

第11条 賃貸人は、物件の保守、保持管理のため、賃借人の許可を得て物件の設置場所に立ち入ることができるものとする。

- 2 賃貸人は、前項の立入りに際して知り得た賃借人の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

（物件の返還）

第12条 賃借人は、賃貸借期間が終了したときは、納入場所において物件を賃貸人に返還するものとする。

- 2 物件を撤去するまでの費用（撤去に要する費用を含む。）は、賃貸人の負担とする。

（発注者の解除権）

第13条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる

- (1) 賃貸人の責に帰すべき事由により、賃貸借期間内に賃貸借業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、賃借人の指示に従わないとき。

- (3) 第3条又は第4条の規定に違反したとき。
 - (4) 第15条第1項各号の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、賃貸人は、賃貸借料の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- 第13条の2 賃借人は、本契約に関し、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 賃貸人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 賃貸人が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 賃貸人は、排除措置命令又は納付命令が賃貸人でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し賃貸人の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命は、この契約を解除することができる。
- 3 前条2項の規定は、第1項及び前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 第13条の3 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有してい

ると認められるとき。

(5) 賃貸人の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第14条 賃借人は、第13条第1項、第13条の2第1項及び前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、賃貸借業務の出来高部分で検査に合格したものは賃借人の所有とし、賃借人は、その出来高部分に相当する賃貸借料相当額を賃貸人に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合には、賃借人は、これによって生じた損害を賠償するものとし、その損害額については賃借人、賃貸人協議してこれを定める。

(受注者の解除権)

第15条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定により賃貸借業務の内容を変更したため賃貸借料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第5条第1項の規定により賃貸借業務の一時中止期間が賃貸借期間の10分の5（賃貸借期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。

(3) 賃借人が契約に違反し、その違反によって賃貸借業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等が生じたときは、賃借人の所在地の管轄裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他の事項)

第17条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、賃借人、賃貸人で協議して処理するものとする。